

利用決定第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

(利用請求者) 様

外 務 大 臣

特定歴史公文書等利用決定通知書

令和〇年〇月〇日付けで請求のありました特定歴史公文書等の利用について(利用請求番号 20XX-XXXX)、公文書等の管理に関する法律第 16 条の規定に基づき、下記のとおりとすることとしましたので通知します。

記

- 1 利用請求受付日
令和〇年〇月〇日
- 2 利用請求のあった特定歴史公文書等に対する処分の結果一覧

通番 1	分類番号	
	特定歴史公文書等の名称	
	処分の結果	
	利用を認めない理由	
	原本の閲覧を認めない理由	
	利用方法	☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ 文書又は図面 ☐ 用紙への複写 ☐ マイクロフィルム (☐ 用紙への印画) ☐ スキャナ等による電磁的記録 (☐ 用紙への印画, ☐ 光ディスクへの複写) ☐ 電磁的記録 ☐ 用紙への印画 ☐ 光ディスクへの複写

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 2 条の規定により、

この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、外務大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、〇〇〇裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

〔備考〕

〇〇〇

本件連絡先

外務省大臣官房総務課外交史料館 (担当者名)

電 話:

E-mail: